

令和8年度 中央市民センターまつり

お楽しみがギュッと大集合！年に一度の、わたしたちのまつり

フリーマーケット 募集要項

開催日時：令和8年10月31日（土）・11月1日（日）

午前10時から午後3時まで

開催場所：中央市民センター 3階 大会議室

主催：中央市民センターまつり実行委員会

【事務局：青森市教育委員会事務局中央市民センター】

1. 応募条件

- (1) 青森市内にお住まい（通勤・通学を含む）の個人や区内で活動するグループで特定の政治や宗教などの利害や暴力団などにかかわりがないこと。
- (2) 責任者が、18歳以上の個人・グループ・団体であること。
- (3) 出店物は安全かつ健全な商品であること。
- (4) 販売商品に対して責任を持ち、販売後のクレームにも対応できること。
- (5) 実行委員会の指示や基準などを守ること。

2. 募集内容

○日用品や手づくり品の販売

フリーマーケットでは主として不用となった日用品の販売等の範囲で行うものとします。

※販売できないものは、「9 禁止事項」参照

3. 募集区画

○1区画 215cm×215cmのスペース

4. 出店料

○1区画 500円（税込）

※10月23日（金）以降、出店をキャンセルした場合、出店料の払戻しはしません。

5. 募集数

○13区画 [選考]

出店応募結果について、7月21日（火）にご連絡します。

なお、申し込み数が募集数を超えた場合は、実行委員会が定めた方法による抽選により、出店者の決定をします。（公開抽選会）

・日時：7月25日（土）午前10時～

・会場：中央市民センター3階大会議室

1人または1グループで、複数（2区画以上）の申し込みはできません。また、同じグループを構成するメンバーがそれぞれの名義で申し込むこともできません。

※2日間連続でお申込みいただいてもかまいません。（出店料は1日ごとに発生します）

6. 参加者説明会

参加が決定したかたは、参加者説明会に出席のうえ、出店料をお支払いいただきます。

出店区画は実行委員会が決定し、説明会でお知らせいたします。

なお、参加者説明会に欠席した場合は、参加の決定を取り消す場合があります。

- ・日時 令和8年8月1日（土）午後1時から
- ・会場 中央市民センター中会議室①

7. 申し込み・問い合わせ

【書面でのお申込み】

来館し、所定の「フリーマーケット参加申込書」を記入し申し込むかメールでお申し込みください。（申込書は青森市ホームページでダウンロードできます）

不明な点がありましたら、事務局へお問い合わせください。

締め切り：令和8年7月17日（金）【必着】

事務局での受付は、午前8時30分から午後5時までです。

【申し込み先・問い合わせ先】

中央市民センターまつり実行委員会（事務局：青森市教育委員会事務局中央市民センター）

〒030-0813 青森市松原一丁目6番15号

TEL 017-734-0164 Eメール center-koza@city.aomori.aomori.jp

8. 出店にあたっての諸注意

- （1）申し込み内容に虚偽または不正などがあつた場合には、参加決定後でも参加を取り消すことがあります。
- （2）出店者は、その名義を変更または他人に譲渡することはできません。
※出店日に本人確認いたします。
- （3）出店者は会場内にて販売した商品について、明らかな不備があつた場合、開催後であっても返品や交換、返金に応じる必要があります。小学生以下のかたとの取引の場合、購買者に出品者の連絡方法を提示してください。
- （4）会場・備品に損害等を与えた場合、原状回復をしていただきます。
- （5）搬入時間は、出店当日の午前8時30分から午前10時とします。
当日は、センターまつりの参加者も同時に準備作業を行うため、台車（4台）が使用できない場合がありますので、予めご了承ください。
- （6）車両での物品の搬入・搬出は可能ですが、駐車場に限りがありますので、1区画につき1台と制限させていただきます。
- （7）貴重品や商品等は各自で十分に管理してください。会場内及び駐車場内での事故、トラブル

ル、盗難等に関して一切の責任を負いません。

- (8) 当日、注意事項や禁止事項に触れると事務局が判断した場合、出店の取り止めに要請する場合があります。規則違反等により出店が取り止めとなった場合の出店料の払戻しは致しません。

9. 禁止事項について

- (1) 社会通念上並びに法律に違反する物品の販売は禁止とします。

- ①偽ブランド品、コピー品、盗品
- ②危険物、ポルノ、麻薬、拳銃、刀剣等の法律に違反する物品
- ③刃物、ナイフ類、モデルガン
- ④医薬品、煙草、酒類等の嗜好品
- ⑤自転車、携帯電話、PC モバイル系等、別途契約事項の生じるもの
- ⑥露天商、テキ屋と見なされるもの
- ⑦勧誘、宣伝活動、アンケート調査等の内容での出店
- ⑧営利を目的とした在庫品等の販売（実質的に法人体の活動と判断される利用）
- ⑨その他、事務局が不適切と判断した物品の販売や行為

- (2) 会場内での販売禁止事項や注意点

- ①会場内で電源及び火気の使用はできません。
- ②開催時間内は、必ず1名は常駐し、来場者の対応をしてください。
- ③盗品、無断での持ち出し品、横流し品、預かり品等の販売は固くお断りします。
- ④会場内で他の出店者から買った物を自分の出店場所で販売することは禁止します。
- ⑤飲食物の販売は一切できません。
- ⑥トラブル防止のため、必要に応じて販売時には領収書を発行する等、責任の所在を明確にしてください。

10 その他

その他必要な事項は、実行委員会が別に定めます。